

議案第29号

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

公園の占用料の額を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例（昭和58年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「^{たい}堆積する」を「堆積する」に改め、同条第7号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

第15条本文中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表金額の欄を次のように改める。

| |
|---------|
| 金額 |
| 99円 |
| 993円 |
| 993円 |
| 7,920円 |
| 1,402円 |
| 12,375円 |
| 33円 |
| 33円 |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。